

2025年度(令和7年)領事手数料一覧(南スーダン)

	種 別	単位:南ーダンポンド(SSP)
1	遺産の保護管理	遺産額の2%
2	遺言の公証	66,300
13	一般入国査証	34,900
	一般入国査証(相互主義に基づくインド国籍者)	9,700
14	数次入国査証	69,800
	数次入国査証(相互主義に基づくインド国籍者)	9,700
15	通過査証	8,100
	通過査証(相互主義に基づくインド国籍者)	900
16	再入国の許可の有効期間の延長	34,900
17	難民旅行証明書の有効期間の延長	29,100
19	国籍証明	51,200
20	在留証明	14,000
21	出生, 婚姻, 死亡等身分上の事項に関する証明	14,000
22	職業証明	23,300
23	翻訳証明	51,200
24	署名または印象の証明	
	イ. 官公署に係わるもの	52,300
	ロ. その他のもの	19,800
25	遺骨証明	29,100
26	原産地証明	51,200
27	日本品の外国輸入証明	44,200
28	船内遺留品目録証明	10,500
29	航行報告証明	15,100
30	第8号から前号までに掲げるもの以外の証明	24,400

一般旅券(10年有効)の発給【一般】	189,500
法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合	259,300
一般旅券(5年有効)の発給【一般】	131,400
法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合	201,200
一般旅券(5年有効)の発給【12歳未満】	73,300
法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合	143,000
残存有効期間同一旅券等	73,300
法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合	143,000
渡航先追加	18,600
渡航書	29,100